

千葉県警察の警備実施に関する規程

昭和40年2月11日
公安委員会規程第1号

千葉県警察の警備実施に関する規程を次のように定める。

千葉県警察の警備実施に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警備実施要則（昭和38年11月14日国家公安委員会規則第3号）に基づき、千葉県警察における警備体制の整備と運用に関し必要な事項を定めて、警備実施を適正に行なうこととする。

(警備実施の組織)

第2条 警備実施の組織は、警備本部および警備部隊とし、警察力を結集して一元的統制のもとに、円滑適切な警備活動を行なうものでなければならない。

(警備計画)

第3条 千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）は、諸般の情勢を判断して、平素から基礎資料を収集し、警備対象を正確には握し、各種事態の態様、規模および性格ならびに客観的条件に対応しうる警備力の運用方法につき、総合的な警備計画を策定しなければならない。

(教養訓練)

第4条 本部長は、平素から警備実施に関する教養訓練を計画的に実施し、技術の向上と強固な団結力の養成につとめなければならない。

(装備および器材)

第5条 本部長は、警備実施に必要な各種の装備および器材等をつねに整えておくようにつとめなければならない。

(援助要求)

第6条 本部長は、警備実施にあたり、他の都道府県警察または警察庁に応援要請する必要がある場合は、すみやかに千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

(応援派遣)

第7条 本部長は、他の都道府県公安委員会から援助要求があつた場合、公安委員会の指示に基づき、すみやかに所要部隊を派遣しなければならない。

(警備実施)

第8条 本部長は、警備実施にあたり、つねに的確な情勢判断に基づき、関係機関との連絡協力を密にして、迅速に目的を達成するようにつとめなければならない。

(警備実施の細目)

第9条 本部長は、警備実施に関し、必要な細部の事項を定めなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和40年2月11日から施行する。

2 千葉県警備実施要綱（昭和33年12月8日千葉県公安委員会規程第6号）は、廃止する。